

## 日本発達支援学会 『発達支援学研究』 投稿規程

2020年1月10日制定  
改正2021年2月28日  
改正2025年12月7日

### (目的)

第1条 この規程は、『発達支援学研究』編集委員会編集規程第6条に基づき、『発達支援学研究』(以下、「本誌」という)への投稿に関する詳細を定めることを目的とする。

### (人権への配慮)

第2条 著者は、投稿論文の内容及び研究手続き全般において、人権の尊重と人間・動物の倫理に十分配慮する。なお論文の投稿にあたっては日本発達支援学会『発達支援学研究』投稿倫理規程に従う。

### (審査)

第3条 審査は、すべてウェブ上で行われるため、投稿論文は、Word及びPDFファイルの形式で作成し、メールで投稿する。

### (審査の対象と関連論文の提出)

第4条 審査の対象となる投稿論文は、未公刊のものに限る。

2 投稿論文と内容的に関係の深い同一著者による公刊または公刊予定の論文がある場合には、その論文の書誌事項(著者名、タイトル、公刊または公刊予定の雑誌名、公刊年等)を記した書類とその論文のコピーを1部、PDFファイルの形式にして、投稿論文とともに提出する。

### (二重投稿の禁止)

第5条 二重投稿はこれを禁じる。

### (利益相反)

第6条 投稿論文の発表内容に関して、利益相反状態を第一著者が共著者分をまとめて申告する。また、論文の末尾に利益相反の有無を記載する。

### (論文の公開 (セルフアーカイブ) )

第7条 科研費などの助成金提供機関が助成金受給者に即時公開を義務付けている場合に、助成金受給者である著者が、グリーンオープンアクセス(セルフアーカイブ)として、本誌からの発行後すぐに、自身の著者最終稿を機関リポジトリなどの公的なオンラインリポジトリから公開することができる。公開の際には、かならず出所を明記する。

(その他)

第8条 校正は、初校を著者が、再校以降は編集委員会が行う。

2 論文の作成にあたっては投稿の手引きに従って作成する。

(問い合わせ先)

第9条 不明な点については、本会編集委員会へ問い合わせる。問い合わせ先は以下の通りである。

問い合わせ先 : jadsjournal@gmail.com

(改 定)

第10条 この規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則（2021年2月28日）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附則（2025年12月7日）

この規程は、2026年1月1日から施行する。